

屋内配線工事及びかけつけ設定サポート利用規約

第1条（本工事等）

KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）は、この屋内配線工事及びかけつけ設定サポート利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、屋内配線工事並びに機器等の取付工事及び設定（以下「本工事等」といいます。）を行います。

2. 本工事等の詳細内容については、別紙に定める通りとします。

第2条（本工事等の利用申込）

本工事等の利用を希望するときは、そのことを当社の指定する方法により、当社に申込みをしていただきます。

2. 前項の規定に係らず、別紙に該当すると規定がある場合はこの限りではありません。

第3条（本工事等の申込みの承諾）

当社は、本工事等の申込みがあった時は、受付順にしたがって承諾します。

2. 当社は前項の規定に係らず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込者（本工事等の申込みをした者として、以下同じとします。）が、次に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）の契約者でないとき

- ・当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス
- ・当社の FTTH サービス契約約款に定めるFTTHサービス
- ・当社の有料放送役務契約約款に定めるTVサービス

(2) 申込時に虚偽事項を申告したとき。

(3) 申込に係る内容が、第1条第2項に定める条件外であったとき。

(4) 申込者が本工事等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(5) 当社の業務遂行上その申込を承諾することが著しく困難なとき。

3. 申込の承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合は、当社はその承諾を取り消すことがあります。

第4条（申込内容の変更）

お客様（本工事等の契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）は、第2条の申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第5条（本工事等の提供等）

当社は、お客様が契約している本サービスを利用する場所に限り本工事等を行うものとします。

2. 本工事等は、当社が別途指定する工事業者（以下「工事業者」といいます。）が行うものとします。

第6条（本工事等の事前準備等）

お客様は、当社が指定する、本工事等を行うために必要な物品等（以下「物品等」といいます。）を、本工事等が行われる前に予め準備するものとします。なお、当該物品等の準備に係る費用は、お客様の負担とします。

2. 当社は、前項の物品等をお客様に販売することがあります。当該物品等の代金の請求及び支払方法は第11条に準じるものとします。

第7条（本工事等の事前確認）

本工事等を行う日時は、当社又は工事業者とお客様の間で調整のうえ、決定します。

2. 当社は、本工事等の作業に着手する前に、訪問した工事業者よりお客様へ次の事項についての確認を行うものとします。

- (1) 本工事等の内容、手順
- (2) 本工事等に関係するお客様宅及びお客様宅内の物品の損傷の有無
- (3) お客様宅内で本工事等を実施するうえで危険な場所の有無

第8条（本工事等の完了）

工事業者による本工事等に係る作業終了後、お客様は、当社所定の完了報告書に署名又は捺印するものとし、その時点をもって本工事等は完了したものとします。

2. お客様が本工事等の完了後明らかに当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、作業後14日以内に限り無償で対応するものとします。

第9条（本工事等の中止）

当社は、次の各号に該当する場合は、本工事等に着手したか否かにかかわらず、本工事等を中止することができるものとします。

- (1) 工事業者が本工事等に着手できない、または本工事等を継続できない相当の事由があるとき。但し、当社の責に帰すべき事由による場合は除きます。
- (2) お客様宅又はお客様宅内の物品に損害を与える可能性が高いと当社又は工事業者が判断したとき

第10条（工事料等）

本工事等の料金（以下「工事料」といいます。）は、別紙に定める通りとします。

2. お客様は、当社設備状況、他回線との干渉又はお客様宅内の通信設備の影響等により、本サービスの利用ができない場合であっても、工事料を負担するものとします。

第11条（支払方法）

当社は、お客様に対し、本サービスに係る利用料請求時に、前条の工事料並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を併せて請求するものとします。お客様は、当該請求書記載の支払期日及び支払方法にてこれを支払うものとします。

2. 前項の支払方法をクレジットカードに指定する場合は以下のとおり取り扱います。

- (1) 当社がお客様に対して有する工事料の債権（以下「代金債権」という）は、当社から各クレジット会社に譲渡されるものとします。
- (2) 当社及び各クレジット会社は、前項に基づく代金債権の譲渡について、お客様に対する個別の通知又は承認を省略するものとします。
- (3) 代金債権の譲渡が不成立又は解除となった場合、お客様は当社との間で直接当該代金債権の処理について解決するものとします。

第12条（延滞利息）

本工事料（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前

日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第13条（無保証）

当社は、お客様に対する本工事等の提供をもって、お客様による本サービスの利用を保証するものではありません。

第14条（責任の範囲）

当社が本工事等を行うにあたりお客様に損害を与えた場合、当社は、損害賠償の責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2. お客様は、お客様のパソコン等に保存されているデータ等のバックアップを予め作成するものとします。本工事等の提供にあたり当該データ等が滅失した場合であっても、当社は、損害賠償の責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第15条（権利義務の譲渡等）

お客様は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本工事等の契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第16条（契約の解約）

お客様は、本工事等の契約を解約する場合、当社所定の方法により必要事項を当社に届け出るものとします。

第17条（お客様に係る情報の利用）

当社は、お客様に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本工事等又は当社若しくは協定事業者等の電気通信サービスに係る料金の適用若しくは料金の請求又は本規約その他の当社の契約約款(料金表を含みます。)又は協定事業者等の契約約款(料金表を含みます。)の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本工事等を行うにあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーのとおりとします。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客様に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合を含みます。

第18条（本規約の内容の変更）

当社は、お客様の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の内容によります。

第19条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

別紙

1. 屋内配線工事

工事種別	工事内容	ご注意事項	単位	工事料 税別	対象サービス※1		
					au one net 「フレッツ光」 コース	au ひかり	対象 プロバイダ*
訪問費	屋内配線工事を行う際の出張費用		1訪問	¥3,600	○	○	すべて
配線工事	保安器～HGW 延長工事	HGW から保安器までのメタル線敷設	1工事	¥8,500	-	○	すべて
	第一モジュラー～HGW 延長工事	お客さま宅内の第1プレートからからHGW までのメタル線敷設	1工事	¥5,000	-	△	すべて
	ケーブル敷設基本工事	LAN ケーブル/RJ11 ケーブルの敷設	1工事	¥7,800	○	○	すべて
	ケーブル敷設延長工事	LAN ケーブル/RJ11 ケーブルの「ケーブル敷設基本工事」を超える場合の延長工事	1m	¥500	○	○	すべて
	屋外用 LAN ケーブル配線工事	HGW からお客さま希望箇所までの屋外用 LAN ケーブルの敷設	1工事	¥11,900	-	△	すべて
	光ケーブル交換費	光ケーブルの交換	1工事	¥3,000	-	▲	すべて
	横引き配線工事	マンションの IDF～戸宅までの LAN/RJ11 ケーブルの敷設	1工事	¥15,750	-	▽	すべて
取付工事	LAN ジャック取付工事	RJ45 ケーブルのジャック新設工事	1工事	¥1,800	○	○	すべて
	MJ 追加取付対応	モジュラージャック取付	1ヶ口	¥1,400	-	○	すべて
その他	簡易壁穴あけ	お客さま宅内の簡易な壁の穴あけ	1工事	¥2,300	-	△	すべて

注1) 工事に伴いモール・ジャック等の部材が発生した場合は、別途費用を請求させていただきます。

注2) 回線開通時に屋内配線工事を行う場合は訪問費はかかりません。

注3) 上記以外の特別な配線工事等を行うことがあります。この場合はお見積もりによるご請求となります。

注4) △の項目については、FTTH(タイプ I (カテゴリー I コースⅢ・カテゴリー II)、タイプV)のみにご提供いたします。

注5) ▲の項目については、光コンセント設置の場合に限りご提供いたします。

注6) ▽の項目については、マンションタイプV、タイプEに限り提供いたします。

2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)

(1)基本工事

工事種別	工事内容	ご注意事項	単位	工事料 税別	対象サービス※1		
					au one net 「フレッツ光」 コース	au ひかり	対象 プロバイダ*
基本設定 サービス	インターネット接続設定 ①機器の接続(ONU※3 ※4・HGW・モデム・パソコン・電話機) ②ONU※3 ※4・モデム・HGW の接続 設定 ③動作確認	・1 工事につきパソコン 1 台 となります。 ・当社が別途指定する機器 の設定に変更することが可 能です。※2	1工事 (メール設 定は1アド レスまで)	¥6,800	○	○	すべて
	パソコンの設定 ①ネット ワーク設定 ②ブラウザ 接続設定 ③動作確認 メールの設定 ①Outlook Express /Windows Mail の設定 ②動作確認						
基本設定(宅内 LAN 機器含む)	上記基本設定＋ 宅内 LAN 機器の設定: 宅 内 LAN 機器の装着 ②ド ライバ設定 ③セキュリテ ィ設定 ④接続確認		1工事	¥9,500	○	○	すべて

(2)オプション工事

工事種別	工事内容	ご注意事項	単位	工事料 税別	対象サービス※1		
					au one net 「フレッツ光」 コース	au ひかり	対象 プロバイダ
訪問費	オプション工事のみの場合の出張費用		1訪問	¥3,600	○	○	すべて
追加設定 サービス	追加接続設定 (有線)	2台目以降のパソコンの設定 内容は基本設定サービスの 内容と同じ	追加1台	¥2,800	○	○	すべて
	追加接続設定 (宅内 LAN 機器含む)						
	追加接続設定 (Wi-Fi 子機)	2台目以降のWi-Fi子機の ネット接続設定	追加1台	¥2,800	○	○	すべて
HGW の 設定	HGW(ホームゲートウェイ) の接続設定	・基本設定サービスをお申 込の場合、HGW1台分の工 事は基本設定サービスに含 まれています。	1工事	¥2,000	-	○	すべて
TVサービス 設定	STB の設定	auひかりTVサービスの接 続設定。(STB(セフトップ ボックス)機能の設定とな ります)	1工事	¥3,000	-	○	すべて
セキュリティ 設定	セキュリティソフト設 定	webフィルタリング、ウィル ス対策、スパイウェアすべ てのセキュリティソフトの設 定	1台	¥4,500	○	○	すべて
その他追加 メニュー	メールの追加設定	メールアカウントの設定 (Outlook Express/windows Mail)	追加 1アドレス	¥600	○	○	すべて
	機器等(PC・ゲーム 機等)の初期設定	①梱包箱からの開封 ② PC・ゲーム機等の設置 (配線も含む) ③OSの初 期設定 ④動作確認	1工事	¥5,800	○	○	すべて
	プリンター/スキャナ ー設定(多機能プリ ンター含む)	①プリンター・スキャナ ーの多機能プリンターの設 定 ②ドライバの設定 ③ 接続確認	1工事	¥4,300	○	○	すべて
	外付ドライブの取付	①外付ドライブの装着 ② ドライバ設定 ③接続確認	1工事	¥3,000	○	○	すべて
	ソフトウェアインス トール	購入済みのソフトウェアの インストール	1ソフト	¥4,600	○	○	すべて
	Windows アップグレ ード	Window の OS のアップグレ ード、サービスパックのパ ージョンアップやセキュリ ティホールへのアップデート	1 工事	¥10,800	○	○	すべて

注1)対象OSは Windows® 7、8.1 以降および Mac OS 10.5 以降に市販されたものとなります。パソコンは完成品として市販され、メーカーが現在もサポートしているものとします。

注2)基本設定と同時にオプションサービスをお申込の場合、訪問費はかかりません。

※1 お申込いただいているサービスによって、かけつけ設定サポート・屋内配線工事の実施可能なメニューが異なります。○がついているサービスが対象となります。△は一部お申込タイプにおいて、ご提供できない場合がございます。

※2 当社が別途指定する機器は、当社ホームページに記載の機器となります。

※3 FTTH サービス契約約款に定める FTTH サービス(タイプ I カテゴリー II・タイプ II カテゴリー II・タイプ II カテゴリー III・タイプ III カテゴリー III・タイプ IV カテゴリー II・タイプ IV カテゴリー III・タイプ V カテゴリー II)に限り)をお申し込みのお客様の場合、ONU の設置工事を、かけつけ設定サポートのお申し込み無しで、FTTH サービス契約約款に定める FTTH 接続回線の新設に係る工事と同時に無償で実施する場合があります。

※4 FTTH サービス契約約款に定める FTTH サービス(タイプ I カテゴリー I コース III・タイプ II・タイプ III・タイプ IV(タイプ II・タイプ III・タイプ IV)については VDSL 装置を利用するものに限り)に限り)をお申し込みのお客様であって、FTTH サービス契約約款に定める FTTH 電話サービスをお申し込みのお客様(FTTH サービス契約約款に定める番号ポータビリティサービスの申し込みにより他の電気通信事業者の提供する IP 電話サービス(当社が定めるものに限り)からの一般番号ポータビリティを行うお客様に限り)の場合、ONU の設置工事を、かけつけ設定サポートのお申し込み無しで、FTTH サービス契約約款に定める FTTH 接続回線の新設に係る工事と同時に無償で実施する場合があります。

附則

(適用期日)

1. この改正本規約は、2007年8月1日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007年8月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2007年9月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2007年8月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)若しくは第3種ADSL接続サービス又は当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2007年12月31日までに、その基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者又は当社のFTTHサービス約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007年9月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2007年9月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)若しくは第3種ADSL接続サービス又は当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠのものに限ります。))のものを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年1月31日までに、その基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者又は当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007年10月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2008年3月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事業所用のものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2008年1月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年5月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用の日から2007年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本
5. 工事に規定する基本設定サービス(2008年2月29日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)について、この規約にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
6. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
7. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007年10月31日から適用します。

(経過措置)

2. 2008年3月31日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2007年11月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2008年1月31日までの間において、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIとカテゴリーIIIのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年5月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。))について、この規約の規定にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年2月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2008年4月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。))又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年8月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。))について、この規約の規定にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2008年4月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIとカテゴリーIIIのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008年8月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。))について、この規約にかかわらず2,000円(税込2,100円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年2月25日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年4月1日から適用します。

(経過措置)

2. 2009年3月31日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIIIのものに限ります。))のものに限ります。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、この規約の規定にか

ならず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008 年 5 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 6 月 30 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りします。))のものに限りします。)又は第 3 種 ADSL 接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 10 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2008 年 6 月 30 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠとカテゴリーⅢのものに限りします。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 10 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、この規約にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の ADSL FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008 年 7 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 8 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りします。))のものに限りします。)又は第 3 種 ADSL 接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 12 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、この規約の規定にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2008 年 8 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠとカテゴリーⅢのものに限りします。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2008 年 12 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、この規約にかかわらず 2,000 円(税込 2,100 円)とします。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。

4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年9月1日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年9月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2008年9月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りします。))のものに限りします。)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年1月31日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限りします。
3. この改正規約適用の日から2008年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠとカテゴリーⅢのものに限りします。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年1月30日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限りします。
4. この改正規約適用前に支払い、又は支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2008年10月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2009年1月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りします。))のものに限りします。)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年7月31日までにその基本工事を完了したものに限りします。))に係るものに限りします。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限りします。
3. この改正規約適用の日から2009年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイ

プ I (カテゴリー I とカテゴリー III のものに限ります。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009 年 7 月 31 日までにその基本工事を完了したのものに限ります。)に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。

5. この改正規約適用の日から 2009 年 3 月 31 日までに、当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー III のものに限ります。)のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらずその支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
6. この改正規約適用の日から 2009 年 3 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コース II (事業所用のものに限ります。)のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、この規定に関わらず基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とし、基本設定(有線)についてはその支払は要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
7. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
8. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正本規約は、2008 年 11 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2008 年 12 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス(コース II (事業所用のものに限ります。)のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009 年 3 月 31 日までにその基本工事を完了したのものに限ります。)に係るものに限ります。)について、この規定に関わらず基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とし、基本設定(有線)についてはその支払は要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009 年 2 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2009 年 4 月 30 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2

種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年10月31日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込み限ります。

3. この改正規約適用の日から2009年4月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。かつFTTH電話契約のみの申込みを除きます。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年10月31日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込み限ります。
4. この改正規約適用の日から2009年4月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話契約のみの申込に限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年10月31日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込み限ります。
5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかつたこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年4月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年3月31日までに、当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅢのものに限ります。))のものに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。)について、この規約の規定にかかわらずその支払を要しません。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込み限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかつたこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年5月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2009年5月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2

種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年11月30日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込み限ります。

3. この改正規約適用の日から2009年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。かつFTTH電話契約のみの申込みの場合を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年11月30日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込み限ります。
4. この改正規約適用の日から2009年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話契約のみの申込み限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2009年11月30日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込み限ります。
5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかつたこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009年6月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2009年9月30日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年3月31日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込み限ります。
3. この改正規約適用の日から2009年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのもの)に限ります。))を除きます。かつFTTH電話契約のみの申込みを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年3月31日までにその基本工事を完了したものに限ります。))に係るものに限ります。)について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込み限ります。

4. この改正規約適用の日から 2009 年 9 月 30 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス (FTTH 電話サービスのみの申し込みに限ります。)に申し込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料 (別紙 2. 機器等の取付、設定等 (かけつけ設定サポート) (1) 基本工事に規定する基本設定サービス (2010 年 3 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限ります。)に係るものに限ります。)について、基本設定 (有線) の工事費の支払を要しませぬ。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申し込みに限ります。
5. このサービス規約摘要の日から 2010 年 3 月 31 日までの間において、当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス (タイプ I、タイプ II、タイプ III のものに限ります。)、インターネット接続サービス契約約款に規定する ADSL 接続サービス (第 2 種 ADSL 接続サービス (コース II (事業所用のものに限ります。)) のものを除きます。)をご契約中で、本規約第 10 条に規定する工事料 (別紙 2. 機器等の取付、設定等 (かけつけ設定サポート) (2) オプションサービスに規定するセキュリティソフト設定 (セット) に係るものに限ります。)の工事を完了した場合は、そのセキュリティソフト設定 (セット) を 5,000 円 (税込 5,250 円) とします。
6. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかつたこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
7. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009 年 6 月 18 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2009 年 10 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2010 年 1 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス (コース II (住宅用のものに限ります。)) のものに限ります。)又は第 3 種 ADSL 接続サービスに申し込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料 (別紙 2. 機器等の取付、設定等 (かけつけ設定サポート) (1) 基本工事に規定する基本設定サービス (2010 年 7 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限ります。)に係るものに限ります。)について、基本設定 (有線) を 2,000 円 (税込 2,100 円)、基本設定 (宅内 LAN 機器含む) を 4,700 円 (税込 4,935 円) とします。ただし、この取扱いは、1 の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき 1 回の申し込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から 2010 年 1 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス (タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II とカテゴリー III のもの) に限ります。)を除きます。かつ FTTH 電話契約のみの申し込みを除きます。)に申し込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料 (別紙 2. 機器等の取付、設定等 (かけつけ設定サポート) (1) 基本工事に規定する基本設定サービス (2010 年 7 月 31 日までにその基本工事を完了したものに限ります。)に係るものに限ります。)について、基本設定 (有線) を 2,000 円 (税込 2,100 円)、基本設定 (宅内 LAN 機器含む) を 4,700 円 (税込 4,935 円) とします。また (2) オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しませぬ。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申し込みに限ります。
4. この改正規約適用の日から 2009 年 10 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス (FTTH 電話サービスのみの申し込みに限ります。)に申し込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料 (別紙 2. 機器等の取付、設定等 (かけつけ設定サポート) (1) 基本工事に規定する基本設定サービス (2010 年 4 月 30 日までにその基本工事を完了したものに限ります。)に係るものに限ります。)について、基本設定 (有線) の工事費の支払を要しませぬ。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申し込みに限ります。

5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年1月6日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年2月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年3月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。))又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年9月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限り。))
3. この改正規約適用の日から2010年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのもの)に限り。))を除き。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年9月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限り。))
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年4月1日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から2010年5月31日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定する第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。))又は第3種ADSL接続サービスに申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010年11月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。))について、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。ただし、この取扱いは、1の当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者につき1回の申込みに限り。))
3. この改正規約適用の日から2010年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイ

プ I (カテゴリー I コース I・コース II とカテゴリー III のもの)に限り、)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2010 年 11 月 30 日までにその基本工事を完了したものに限り、)に係るものに限り、)について、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。

4. この改正規約適用の日から 2011 年 7 月 31 日までに、当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー III のもの)に限り、)のみに限り、)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限り、)について、この規約の規定にかかわらずその支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
5. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
6. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010 年 5 月 10 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010 年 6 月 1 日から適用します。

(経過措置)

2. この改正規約適用の日から 2010 年 8 月 31 日までの間において当社の FTTH サービス契約約款に規定する FTTH サービス(タイプ I (カテゴリー I コース I・コース II とカテゴリー III のもの)に限り、)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第 10 条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービス(2011 年 2 月 28 日までにその基本工事を完了したものに限り、)に係るものに限り、)について、基本設定(有線)を 2,000 円(税込 2,100 円)、基本設定(宅内 LAN 機器含む)を 4,700 円(税込 4,935 円)とします。また(2)オプション工事に規定する STB の設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1 の当社の FTTH サービス契約約款に規定する利用契約者につき 1 回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010 年 6 月 2 日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010 年 9 月 1 日から適用します。

2. この改正規約適用の日から2010年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年10月1日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年11月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2010年11月8日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年2月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります

す。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年4月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年4月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年5月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年6月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年7月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります

す。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年8月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年9月1日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年10月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2011年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプⅠ(カテゴリーⅠコースⅠ・コースⅡとカテゴリーⅢのものに限ります。)を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2011年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話サービスのみのお申込みに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。)について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2011年11月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2012年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIとカテゴリーIIIのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2012年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話サービスのみのお申込みに限ります。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012年2月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2012年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIとカテゴリーIIIのものに限ります。))を除きます。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2012年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(FTTH電話サービスのみのお申込みに限ります。))に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスに係るものに限ります。))について、基本設定(有線)の工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012年4月1日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012年6月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2012年8月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2012年8月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、別途「安心トータルサポート」の申込をし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)本設定(宅内LAN機器含む)を2,000円(税込2,100)とします。また(2)オプション工事に規定する追加接続設定(Wi-Fi子機)、ならびに追加接続設定(宅内LAN機器含む)について、基本設定サービスと同時に実施した場合、どちらか1台のみ、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012年9月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2012年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2012年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、別途「安心トータルサポート」の申込をし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)本設定(宅内LAN機器含む)を2,000円(税込2,100)とします。また(2)オプション工事に規定する追加接続設定(Wi-Fi子機)、ならびに追加接続設定(宅内LAN機器含む)について、基本設定サービスと同時に実施した場合、どちらか1台のみ、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2012年10月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2013年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013年2月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2013年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013年4月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2013年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を6,800円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を9,500円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013年6月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2013年7月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10

条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013年8月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2013年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013年10月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2013年11月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2013年10月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2014年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税込2,100円)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税込4,935円)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。

ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年2月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2014年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。かつ、ISPがau one netに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2015年3月31日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi子機)について、いずれか1台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2014年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除き、かつISPがau one netを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年4月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2014年6月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。かつ、ISPがau one netに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2015年6月30日までにその基本工事を完了したものに限り。))に係るものに限り。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi子機)について、いずれか1台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2014年6月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除き、かつISPがau one netを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規

定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限りません。

4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年4月9日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年7月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2014年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限りません。))を除きます。かつ、ISPがau one netに限りません。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2015年9月30日までにその基本工事を完了したものに限りません。))、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi子機)について、いずれか1台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限りません。
3. この改正規約適用の日から2014年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限りません。))を除き、かつISPがau one netを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限りません。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年10月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2014年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限りません。))を除きます。かつ、ISPがau one netに限りません。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2015年10月31日までにその基本工事を完了したものに限りません。))に係るものに限

ります。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi子機)について、いずれか1台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。

3. この改正規約適用の日から2014年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除き、かつISPがau one netを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2014年11月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2015年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。かつ、ISPがau one netに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2016年1月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi子機)について、いずれか1台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2015年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除き、かつISPがau one netを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年2月1日から適用します。

2. この改正規約適用の日から2015年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。かつ、ISPがau one netに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2016年3月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi子機)について、いずれか1台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2015年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除き、かつISPがau one netを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年4月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2015年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。かつ、ISPがau one netに限ります。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて(2016年5月31日までにその基本工事を完了したのものに限ります。))に係るものに限ります。)、基本設定(有線)、基本設定(宅内LAN機器含む)を実施した場合、その工事費の支払を要しません。また(2)オプション工事に規定する、追加接続設定(有線)、追加接続設定(宅内LAN機器含む)ならびに、追加接続設定(Wi-Fi子機)について、いずれか1台のみ、STBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合は、その工事費の支払を要しません。その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用の日から2015年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除き、かつISPがau one netを除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
4. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年6月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2015年8月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年7月29日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年9月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2015年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2015年11月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2016年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年2月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2016年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年4月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2016年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年6月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2016年8月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年9月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2016年10月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年11月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年1月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2016年12月1日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年2月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年4月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年5月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年4月11日から適用します。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年6月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年8月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年9月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年9月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき、最初に申し込まれた1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年10月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2017年11月30日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき、最初に申し込まれた1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(適用期日)

1. この改正規約は、2017年12月1日から適用します。
2. この改正規約適用の日から2018年3月31日までの間において当社のFTTHサービス契約約款に規定するFTTHサービス(タイプI(カテゴリーIコースI・コースIIのものに限ります。))を除きます。)に申込みをし、その承諾を受けたときは、本規約第10条に規定する工事料(別紙 2. 機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)(1)基本工事に規定する基本設定サービスについて、基本設定(有線)を2,000円(税抜)、基本設定(宅内LAN機器含む)を4,700円(税抜)とします。また(2)オプション工事に規定するSTBの設定について、基本設定サービスと同時に実施した場合、その工事費の支払を要しません。ただし、この取扱いは、1の当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約者につき、最初に申し込まれた1回の申込みに限ります。
3. この改正規約適用前に支払い、または支払わなければならなかったこのサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約適用前にその事由が生じたこのサービスに関する損賠賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。